

合併浄化槽に認定制度

県環境管理技術センターが全国初

県環境管理技術センターは、水環境向上のため適切に維持管理がなされている優良な合併浄化

槽を「みず再生施設」として認定制度を、全国で初めて創設。今月からスタートした。

認定されるには▽法定検査で過去三年間続けて判定基準に適合▽浄化槽法に基づく保守点検と

清掃実施▽放流水質の透視度が三〇度以上(環境省指針では二〇度以上)▽コンプレッサー停止警報機の設置▽の四項目をクリアすることが必要。

警報装置は検査時に業者が無料で設置。業者を通じて申請し、認定されると認定証シールが贈られる。費用は無料。

同センターによると、約五万基ある県内の合併浄化槽のうち、現在約一万七千基が基準を満たしているといい、久保田正之専務理事は「環境を守るための制度。広くPRしたい」と話している。